

昭和二十三年五月中官報目録

自第六三二六号
昭和六四二〇号

凡例

依行政令合以下の各記号は明瞭な公文(件名)上の数字は番号
件名下の数字は上段は頁数下段は日

法律

一 刑法部法律改正
二 地方自治法改正
三 大蔵省官制管理委員会
四 金融局官制管理委員会
五 不正保有味資等特別措置法改正
六 不正保有味資等特別措置令改正
七 武器が発行する罰則等の特則令改正
八 昭和三十二年の所得税
九 昭和三十二年の租税
十 昭和三十二年の所得税の特例
十一 昭和三十二年の租税の特例
十二 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十三 昭和三十二年の租税の特例に関する法律

政令

一 昭和三十二年の所得税
二 昭和三十二年の租税
三 昭和三十二年の所得税の特例
四 昭和三十二年の租税の特例
五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十一 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十二 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十三 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十四 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
二十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律

省令

一 昭和三十二年の所得税
二 昭和三十二年の租税
三 昭和三十二年の所得税の特例
四 昭和三十二年の租税の特例
五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十一 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十二 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十三 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十四 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
二十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律

官令

一 昭和三十二年の所得税
二 昭和三十二年の租税
三 昭和三十二年の所得税の特例
四 昭和三十二年の租税の特例
五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十一 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十二 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十三 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十四 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
二十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律

省令

一 昭和三十二年の所得税
二 昭和三十二年の租税
三 昭和三十二年の所得税の特例
四 昭和三十二年の租税の特例
五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十一 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十二 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十三 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十四 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十五 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十六 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十七 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
十八 昭和三十二年の租税の特例に関する法律
十九 昭和三十二年の所得税の特例に関する法律
二十 昭和三十二年の租税の特例に関する法律

四一	警察特選規則中改正	一九八	六一	警務特選規則中改正	一九八
四二	生糸検査所統轄組合規則中改正	一九七	六二	生糸検査所統轄組合規則中改正	一九七
四三	民事訴訟法に関する令	一八八	六三	民事訴訟法に関する令	一八八
四四	輸出明票の集荷に関する令	一八七	六四	輸出明票の集荷に関する令	一八七
四五	富永興業組合規則中改正	一八六	六五	富永興業組合規則中改正	一八六
四六	昭和二十二年債第三、四半期分として交付交付された種分、脂肪粉、グリセリン、油類及び染料の需要者調査計書の有効期限延長の件	一八五	六六	昭和二十二年債第三、四半期分として交付交付された種分、脂肪粉、グリセリン、油類及び染料の需要者調査計書の有効期限延長の件	一八五
四七	石炭山新坑開発助成金交付特許中改正	一八四	六七	石炭山新坑開発助成金交付特許中改正	一八四
四八	郵務法施行細則等中改正	一八三	六八	郵務法施行細則等中改正	一八三
四九	運輸省	一八二	六九	運輸省	一八二
五〇	自動車専修業規程	一八一	七〇	自動車専修業規程	一八一
五一	自動車専修業令	一八〇	七一	自動車専修業令	一八〇
五二	自動車専修業規則	一七九	七二	自動車専修業規則	一七九
五三	自動車専修業施行細則	一七八	七三	自動車専修業施行細則	一七八
五四	自動車専修業令施行細則	一七七	七四	自動車専修業令施行細則	一七七
五五	自動車専修業規則施行細則	一七六	七五	自動車専修業規則施行細則	一七六
五六	自動車専修業令施行細則施行細則	一七五	七六	自動車専修業令施行細則施行細則	一七五
五七	自動車専修業規則施行細則施行細則	一七四	七七	自動車専修業規則施行細則施行細則	一七四
五八	自動車専修業令施行細則施行細則施行細則	一七三	七八	自動車専修業令施行細則施行細則施行細則	一七三

一	証券取引委員会	一七二	一	証券取引委員会	一七二
二	証券取引法第三十四條第三項の規定による貸渡及び負債の保証	一七一	二	証券取引法第三十四條第三項の規定による貸渡及び負債の保証	一七一
三	証券取引法第七十七條第四項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一七〇	三	証券取引法第七十七條第四項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一七〇
四	証券取引法第七十五條第一項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六九	四	証券取引法第七十五條第一項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六九
五	証券取引法第三十條第二項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六八	五	証券取引法第三十條第二項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六八
六	証券取引法第三十條第三項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六七	六	証券取引法第三十條第三項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六七
七	証券取引法第三十條第四項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六六	七	証券取引法第三十條第四項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六六
八	証券取引法第三十條第五項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六五	八	証券取引法第三十條第五項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六五
九	証券取引法第三十條第六項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六四	九	証券取引法第三十條第六項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六四
一〇	証券取引法第三十條第七項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六三	一〇	証券取引法第三十條第七項の規定による証券取引委員会の職員の証券取引委員会の規定による証券取引委員会の職員	一六三

一	昭和二十一年内閣告示	一六二	一	昭和二十一年内閣告示	一六二
二	北支那留邦官邸付官用行の事務所を移すに付特許の件	一六一	二	北支那留邦官邸付官用行の事務所を移すに付特許の件	一六一
三	一等郵便料率表を改定するに付特許の件	一六〇	三	一等郵便料率表を改定するに付特許の件	一六〇
四	二等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五九	四	二等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五九
五	三等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五八	五	三等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五八
六	四等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五七	六	四等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五七
七	五等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五六	七	五等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五六
八	六等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五五	八	六等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五五
九	七等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五四	九	七等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五四
一〇	八等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五三	一〇	八等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五三

一	昭和二十二年内閣告示	一五四	一	昭和二十二年内閣告示	一五四
二	砂防設備を要する土地指定	一五三	二	砂防設備を要する土地指定	一五三
三	一等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五二	三	一等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五二
四	二等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五一	四	二等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五一
五	三等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五〇	五	三等郵便料率表を改定するに付特許の件	一五〇
六	四等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四九	六	四等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四九
七	五等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四八	七	五等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四八
八	六等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四七	八	六等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四七
九	七等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四六	九	七等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四六
一〇	八等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四五	一〇	八等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四五

一	昭和二十三年内閣告示	一四五	一	昭和二十三年内閣告示	一四五
二	一等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四四	二	一等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四四
三	二等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四三	三	二等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四三
四	三等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四二	四	三等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四二
五	四等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四一	五	四等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四一
六	五等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四〇	六	五等郵便料率表を改定するに付特許の件	一四〇
七	六等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三九	七	六等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三九
八	七等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三八	八	七等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三八
九	八等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三七	九	八等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三七
一〇	九等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三六	一〇	九等郵便料率表を改定するに付特許の件	一三六

一〇〇一〇〇一 文部省告示 一九八

一〇〇一〇〇二 文部省告示 一九七

一〇〇一〇〇三 文部省告示 一九六

一〇〇一〇〇四 文部省告示 一九五

一〇〇一〇〇五 文部省告示 一九四

一〇〇一〇〇六 文部省告示 一九三

一〇〇一〇〇七 文部省告示 一九二

一〇〇一〇〇八 文部省告示 一九一

一〇〇一〇〇九 文部省告示 一九〇

一〇〇一〇一〇 文部省告示 一八九

四六 第八十回中等学校教員試験施行規則	二六六	四七 自修能動試験規則置法	四一	四八 自修能動試験規則置法	四一	四九 自修能動試験規則置法	四一	五〇 自修能動試験規則置法	四一	五一 自修能動試験規則置法	四一	五二 自修能動試験規則置法	四一	五三 自修能動試験規則置法	四一	五四 自修能動試験規則置法	四一	五五 自修能動試験規則置法	四一	五六 自修能動試験規則置法	四一	五七 自修能動試験規則置法	四一	五八 自修能動試験規則置法	四一	五九 自修能動試験規則置法	四一	六〇 自修能動試験規則置法	四一	六一 自修能動試験規則置法	四一	六二 自修能動試験規則置法	四一	六三 自修能動試験規則置法	四一	六四 自修能動試験規則置法	四一	六五 自修能動試験規則置法	四一	六六 自修能動試験規則置法	四一	六七 自修能動試験規則置法	四一	六八 自修能動試験規則置法	四一	六九 自修能動試験規則置法	四一	七〇 自修能動試験規則置法	四一	七一 自修能動試験規則置法	四一	七二 自修能動試験規則置法	四一	七三 自修能動試験規則置法	四一	七四 自修能動試験規則置法	四一	七五 自修能動試験規則置法	四一	七六 自修能動試験規則置法	四一	七七 自修能動試験規則置法	四一	七八 自修能動試験規則置法	四一	七九 自修能動試験規則置法	四一	八〇 自修能動試験規則置法	四一	八一 自修能動試験規則置法	四一	八二 自修能動試験規則置法	四一	八三 自修能動試験規則置法	四一	八四 自修能動試験規則置法	四一	八五 自修能動試験規則置法	四一	八六 自修能動試験規則置法	四一	八七 自修能動試験規則置法	四一	八八 自修能動試験規則置法	四一	八九 自修能動試験規則置法	四一	九〇 自修能動試験規則置法	四一	九一 自修能動試験規則置法	四一	九二 自修能動試験規則置法	四一	九三 自修能動試験規則置法	四一	九四 自修能動試験規則置法	四一	九五 自修能動試験規則置法	四一	九六 自修能動試験規則置法	四一	九七 自修能動試験規則置法	四一	九八 自修能動試験規則置法	四一	九九 自修能動試験規則置法	四一	一〇〇 自修能動試験規則置法	四一
---------------------	-----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	----------------	----

官報

- 昭和二十一年閣令第八十三号の規定に基き株式会社整理委員会に提出すべき書類の様式 一三六
- 時間関係役員選挙結果公告 号外 三
- 資格審査結果公告第三十一号第一号 同 三
- 同第三十一号第二号 同 三
- 同第三十一号第三号 同 三
- 最高裁判所裁判官国民審査法施行令による投票管理者等の職務に要する常用の額 (最高裁判所裁判官国民審査管理委員会公告第一号) 同 三
- 同令による警察公報を発行しない区域 (同第三号) 同 二
- 高等試験 (予備試験及び司法科の木試験) 公布等 一五五 英
- 検閲発行 (日本十種用図 田畑版外二) 一五七 毛

六 普通地及び自給地の部分の消滅する場合において買附地の負債の総額が買附地の総額を超える場合は、その超過額を、前項の処分をなす場合にこれを適用する。但し、

計開二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

第三條第三号中、第七條第八号の出発物は、外国にあててのものに限る。この場合を指定する告示の第一号を次のように改正し、昭和二十三年三月二十七日から、これを適用する。

令開二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、